

# 昭和 22 年飯田大火と復興計画

山浦 直人<sup>1</sup>・伊東 孝<sup>2</sup>・伊東 孝祐<sup>3</sup>・大沢 昌玄<sup>4</sup>

<sup>1</sup> 正会員 株式会社千代田コンサルタント (〒388-8011 長野県長野市篠ノ井布施五明 341-7)  
E-mail: yama3417@mx2.avis.ne.jp

<sup>2</sup> 正会員 日本大学上席研究員 理工学研究所 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8-14)  
E-mail: bridge3890@yahoo.co.jp

<sup>3</sup> 正会員 都市・土木史研究所 (〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-22-5-112)  
E-mail: geddylee@west.cts.ne.jp

<sup>4</sup> 正会員 日本大学准教授 理工学部土木工学科 (〒101-8308 東京都千代田区神田駿河台 1-8)  
E-mail: moosawa@civil.cst.nihon-u.ac.jp

地方都市である飯田市は、戦後間もない昭和 21、22 年に連続して大火に見舞われたが、特に昭和 22 年大火による被害は市街地の半分を超える大規模なものであった。そのため、復興事業は原形に復するのではなく、防災や交通機能など近代都市として必要な機能や空間が確保できるよう土地区画整理事業が導入して行なわれている。飯田火災復興計画の特徴である防火帯の設置、墓地の移転等についてまとめ、城下町を受け継ぐ都市特性が復興計画にどう影響し、また復興事業の結果が今日の都市形成にどのような影響を与えたか等について整理考察する。また、火災復興事業のモデルケースとも呼ばれる当該計画策定に影響を与えた技術者として内務省（建設省）技術者山田正男らの関わりなどを考察する。

**Key Words:** 飯田大火, 復興計画, 土地区画整理事業, 防火帯, 裏界線, 墓地移転, 山田正男

## 1. はじめに

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、過去に行なわれた災害復興に対しても注目が集まった。一口に災害と言っても、地震、津波をはじめ、火災、水害、火山災害、戦災とその発生要因は様々である。この中で今日的課題である東日本大震災や将来発生するであろう東海・東南海・南海大地震に対して有用な知見を供するものとして、特に注目すべきは都市構造に多大なる影響を与えるような災害からの復興である。

復興過程における都市構造への影響の有無をみていく指標のひとつとして土地区画整理事業の実施の有無という点が挙げられる。大沢の研究<sup>1)</sup>によると 178 地区で災害復興土地区画整理事業が実施されたとある。またそれらの 1/4 程度の災害については『災害誌』『復興誌』等がまとめられていることが確認でき、関東大震災<sup>2)</sup>、北但馬地震<sup>3)</sup>、阪神・淡路大震災<sup>4)</sup>、函館大火<sup>5)</sup>、酒田大火<sup>6)</sup>等については復興計画・復興過程に関する研究がみられる。また、越澤は幕末から阪神淡路大震災までの復興計画をまとめている<sup>7)</sup>。しかし災害復興を全体的かつ体系的に把握し、比較分析することにより、災害復興に関する今日的知見を得るには十分であるとは言い難い状況で

ある。

本研究は、1947（昭和 22）年に発生した飯田大火を対象とし、その復興計画ならびに復興過程を明らかにするとともに、災害以前の都市特性が復興計画にどう影響し、復興事業の結果が今日の都市形成にどのような影響を与えたのかを考察することを目的としたものである。また、計画策定に関与した技術者についても言及する。

研究対象として飯田大火をとりあげた理由は、①112 都市で土地区画整理事業が行なわれた戦災復興と同時期に行なわれ、しかも戦災復興と比較すると比較的短い期間で事業が完了している、②1 つの都市で 3 回の災害があり、4 つの復興事業を行っているという稀少事例である、③復興当時、国として災害復興土地区画整理事業のモデル都市と位置づけられていた、④復興計画がほぼ計画通りに実現しており、当初の理念が具体化された事例である、⑤大火復興以降都市の骨格が変わるような都市改造が行なわれておらず、復興事業の今日的影響の分析が可能である、⑥復興事業の遺産が市民に愛されている、の 6 点である。

なお分析および考察にあたっては、主として飯田市発行の文献資料および国立公文書館・長野県建設部都市計画課・長野県立歴史館所蔵の公文書を用いた。

## 2. 飯田市の概要

### (1) 飯田市の地形および歴史

飯田市は、長野県の南部に位置する人口10万人を超える地方都市で、長野県南部の行政、経済、文化の中心地である。伊那谷を南下する天竜川へ流下する飯田松川が南側に、その支流野底川が北側に溪谷をつくり、その間につくられた自然地形の台地上に形成された都市である。

美濃国から神坂峠をこえ、信濃にはいった東山道は、伊那谷を北上していたが、飯田はその途上に位置するなど、古くから交通の要衝でもあった。

この自然地形、地理を活かした場所に、鎌倉時代に飯田城は開城され、その後、戦国時代を経て江戸時代には小笠原氏が支配するなど、城下町として数百年の歴史と文化を形成している都市でもある(図-1)。

現在の飯田市街地の形状は、桃山時代に城主となった毛利秀頼、京極高知が狭小な台地に過ぎなかった城下町を基盤状に整備し、また飯田を起点とする幾つかの街道を整備したことに始まり、その後の歴史的な変遷を経るものの基本的には大きな構造変化を遂げずに近代に至っている。

### (2) 近代飯田の都市基盤

現在の飯田市の市街地にあたる地域は、1889(明治22)年飯田町と上飯田村になり、1929(昭和4)年上飯田が町制となる。1937(昭和12)年には両町が合併、市制施行により飯田市が発足する。

前述のように城下町として歴史的な経過をたどってきた飯田市であるが、近代都市形成に大きな影響を与えているのは火災復興と水害復興のための土地区画整理事業で、表-1にあるように4回の復興土地区画整理事業が実施されるという特徴的な歴史をもつ地方都市である。

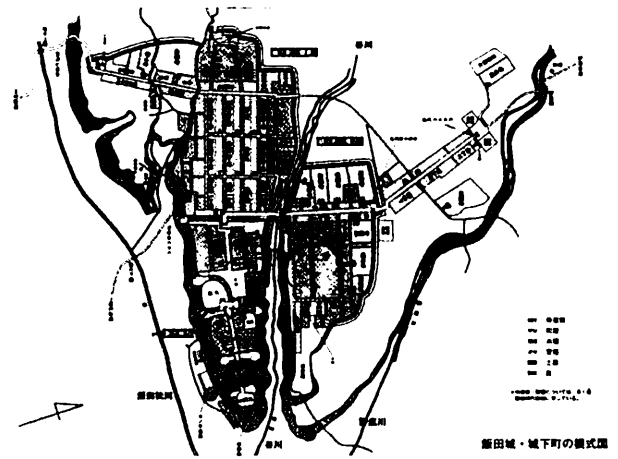


図-1 城下町の形態(飯田市)<sup>8)</sup>

表-1 飯田市における災害復興土地区画整理事業実施状況<sup>9)</sup>

災害名	地区名	面積(ha)	施行年度	事業費(千円)
S21 飯田大火	飯田	3.8	S21~27	3,673
S22 飯田大火	飯田復興	83.1	S22~27	108,277
S36 梅雨前線豪雨	城東	30.2	S36~41	324,038
	今宮	11.7	S36~43	116,944

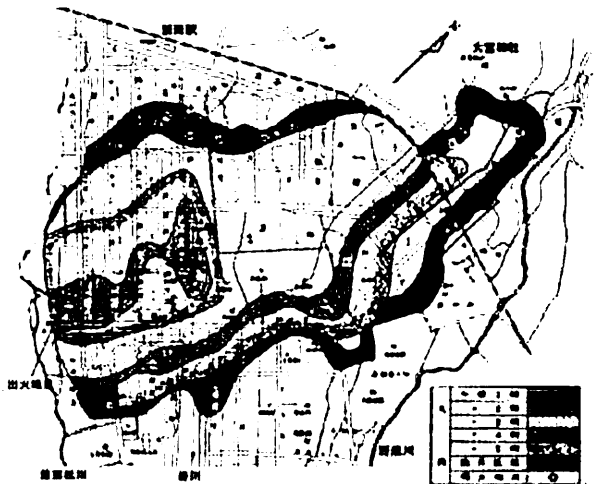


図-2 昭和22年大火の延焼範囲と延焼推移<sup>10)</sup>

## 3. 昭和22年飯田大火と都市計画

### (1) 大火の概況

飯田大火は、1947(昭和22)年4月20日(日)の午前11時48分に出火した。最初は微風であったが、正午から風速が増して火災区域が拡大し始め、さらに南風の風速が最大毎秒13mになったことから、火災はさらに拡大にした。その延焼経緯は図-2にまとめられているが、明らかに風と地形の影響が現れている。大きく拡大した火災が鎮火したのは午後5時頃であった。

大火前の飯田市は当時10日以上にわたる晴天づきで湿度が30%以下に低下し、乾ききっていたことも大きな原因とされる。大火による被害の概要を表-2に示す。

表-2 昭和22年飯田大火の被害状況<sup>11)</sup>

項目	被害状況	備考
罹災面積	22.6万坪	市街化面積の約50%
罹災戸数	4,010戸	全体の約54%
罹災人口	17,800人	全体の約52%
延焼速度	300坪分	
被害額	約15億円	昭和22年被災当時

以下、特に注記していない場合は、飯田市発行の資料<sup>12)~15)</sup>を基本にまとめている。

### (2) 飯田市の防火上の問題点

飯田市の防火上の問題点として、地形上の特徴、建物

の過密・道路その他公共用地の過小、消防用水の不足の3点があった。

松川ならびに野底川に挟まれた伊那盆地特有の段丘上に市街地が形成されていたため、溪谷から吹き上げる風の瞬間的風速が大きくなる傾向にあった。恒風は南もしくは西風であるため、市街地東南部の溪谷に接する段丘端は防火的弱点となっていた。

大火以前の飯田市内の最大道路幅員は県道の一部に15m～9mの区間があるほかは、ほとんどがそれまでの城下町の都市構造のため、幅員が狭く、消防活動ならびに延焼防止活動を著しく阻害していた(図-3)。

また、火災鎮火にあたっては消防用水不足のため、各所で破壊消防が行なわれた。上水道の拡張は戦後の資材事情では到底望まず、水道に頼らざるを得ない市東南部に対しては特別な考慮をする必要があった。

### (3) 復興計画の立案過程<sup>16)</sup>

大火発生後、23日には内務省技師山田正男、長野県技師玉村榮二らが復興計画策定の応援のため現地入りした<sup>17)</sup>。当時飯田市には都市計画担当の技術者が殆どいなかったため、山田らが主体となって市の罹災対策委員会、市民代表警防団等から復興計画に関する希望を聞くとともに意見交換を行なった。その後、山田らは徹夜で計画案を作成し、24日には計画案に対する罹災対策委員会の意見を聞いて復興計画案は決定した。これについて山田は“飯田市復興都市計画は官製の計画ではなく、市民の計画である”と云うことを特に強調したいと述べている。どの程度飯田市民が計画策定に関わっていたのかは不明であるが、計画策定期間もほぼ1日と短いことから、十分に民意を反映した計画であるとは考えられず、市民の意見を取り入れた官製計画が実態であろう。

飯田市都市計画上地区画整理事業は1947(昭和22)年6月13日に決定告示(内務省告示第202号)<sup>17)</sup>となり、長野県土木部の協力を受けて行なっていた実施測量が間もなく終わろうとしていた時、突然、進駐軍司令部より幹線道路の幅員拡張の指示があった。協議の結果、中央通り他2路線の拡張、錦町線他1路線の後退住宅建築をもって了解が得られたため、都市計画長野地方委員会への諮問を経て、飯田都市計画街路は1949(昭和24)年3月24日決定告示(建設省告示第179号)<sup>18)</sup>された。

### (4) 復興計画の内容

復興計画は防災上の問題点を克服することは当然であるが、やたら理想的計画に固執して机上の空論に終わらないために、また市民の復興を阻害することの無いように、財政状況、資材事情を考慮し、最も現実的な最小限度の復興計画を素早く実施するため、概ね次のような基本方針が立てられた。

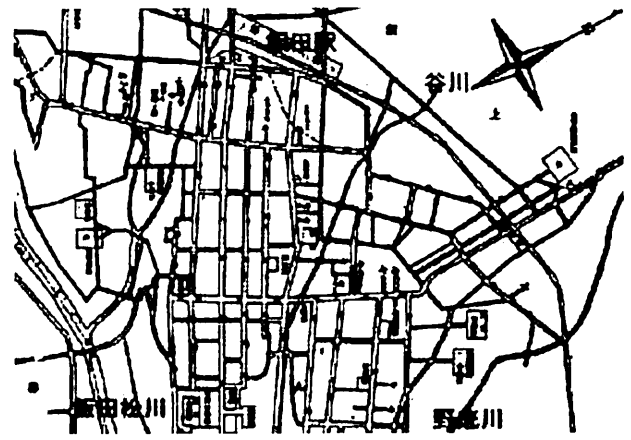


図-3 大火前の飯田市街路網(大正末)<sup>15)</sup>

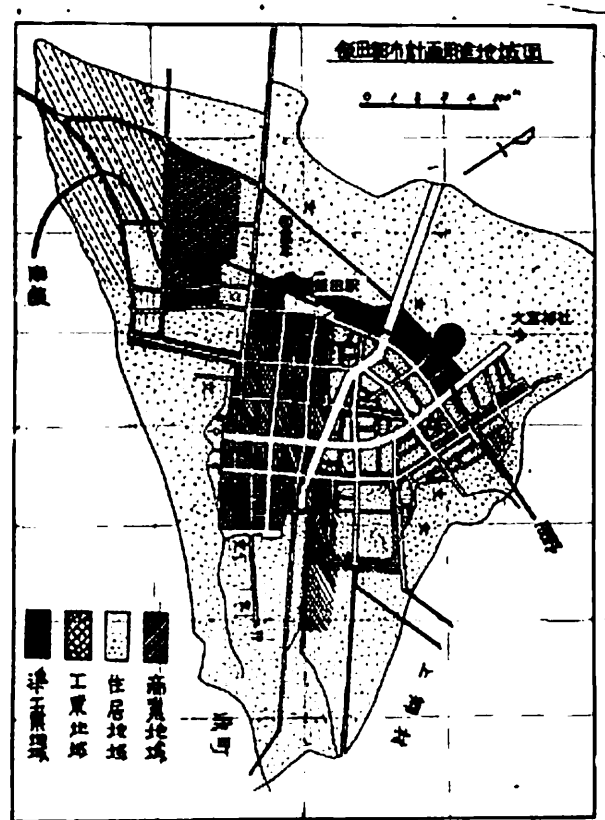


図-4 飯田都市計画用途地域図<sup>20)</sup>

- i) 大火の経験並びに風地上の見地から市街地南部の段丘突端は公園又は緑地とする
- ii) 階段状の画地は極力整理し、同一平面の画地とする
- iii) 市街地を東西南北三ヶ所の防火帯で分割し、その中央に防火用水(水路並びに貯水槽)を設置し、防火機能の充実を図る
- iv) 旧来の用水を整備し、これを防火用水としての完全利用を図るとともに、市街地に貯水槽を配置し、これと連絡する
- v) 旧来の街路面積は僅か5%に過ぎず、著しく建築密度が過大であったから、街路・公園・防火帯等の公共用地を市街地面積の25%程度とし、別途建築制限と

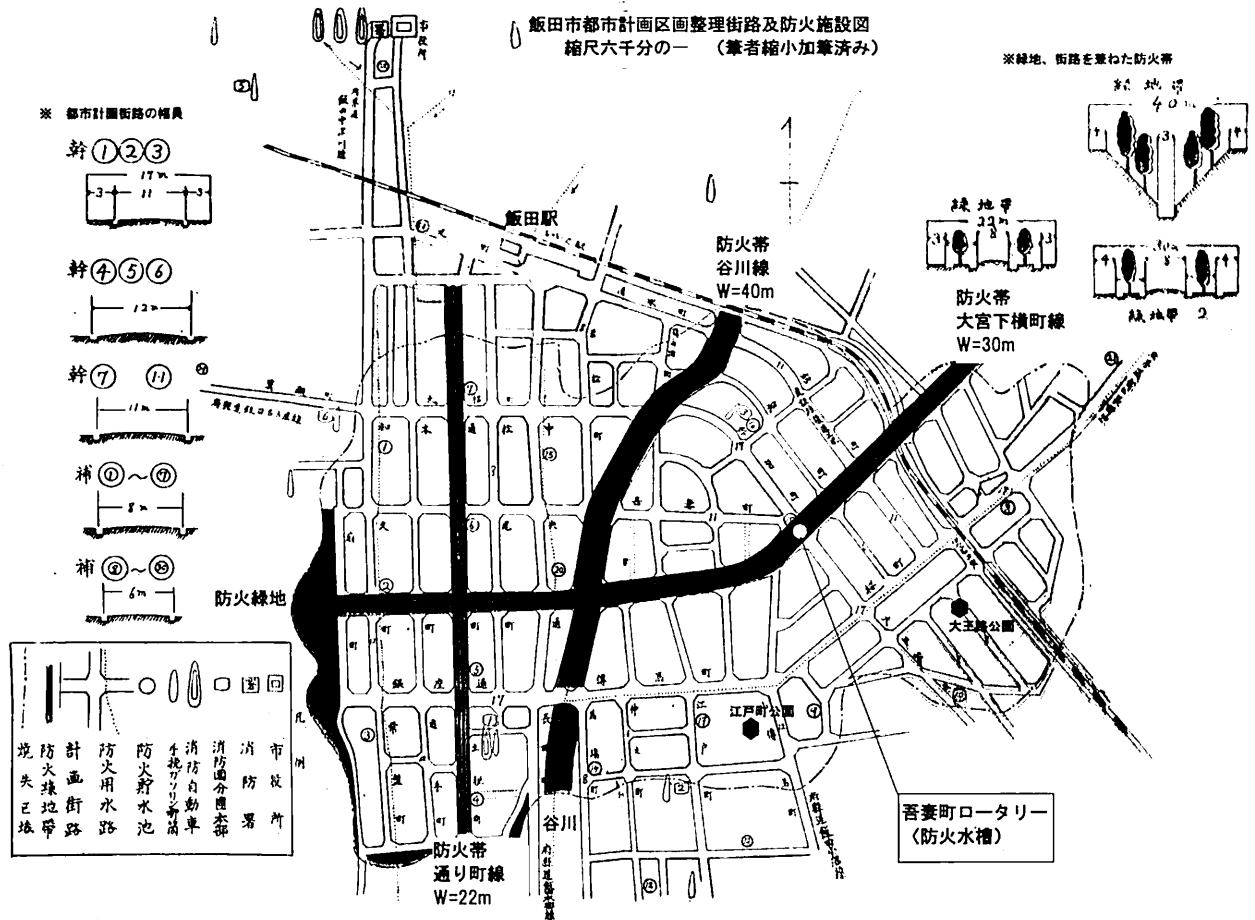


図-5 飯田都市計画土地区画整理図概略図 (筆者一部加筆)<sup>19)</sup>

相俟って適切な空地の確保を図る

- vi) 割地の裏界線を連続形とし、此处に通路を設け、常時の利用は勿論防火活動に資する
- vii) 市の中央部の寺院、墓地面積約 15,000 坪は市街地外に移転せしめ、空地の保存に利する

復興計画の実現を図るために、約 21 万坪の地積に対して都市計画上地区画整理事業を実施することとし、建築物の復興を容易にするため用途地域を指定 (図-4)、事業は原則市施行とすることとした。

基本方針に基づき、①土地区画整理 83.1ha、②用途地域指定 316.57ha、③防火帯 (40m、30m、22m の 3 本)、④街路 14 路線 17.666m (一部防火帯を兼ねる)、⑤広場 2 箇所、⑥公園及緑地 5 箇所 (扇町公園、谷川遊園地、児童遊園・児童公園 3 箇所)、⑦水利施設 (100 m<sup>2</sup>の防火水槽 18 箇所)、⑧裏界線、が計画された (図-5)。土地区画整理事業にあわせて町界町名整理が行なわれ、また復興事業にあわせて下水道整備を計画し、同時施行をしている。ちなみに、飯田市の公共下水道は長野県で最初の下水道事業でもある。これらは概ね実現した。

表-3 生産都市再建整備事業にあわせて計画された街路<sup>21)</sup>

年度	路線名	事業費 (円)	幅員 (m)	延長 (m)
S21	四	108,750	11.0	200
	七		15.0	138
S22	五	124,412	9.0	200
	六		11.0	100
	八		8.0	160

#### (5) 昭和 22 年大火以前の都市計画等との関連

長野県には戦災都市がなかったが、戦時中の疎開跡地の整理を兼ねて幾つかの都市で「生産都市再建整備事業」が実施され、飯田市もその 1 都市である (表-3)。これに関連する新聞記事 (昭和 21 年 7 月 30 日)「疎開跡地を街路に」によると、前の日に行われた都市計画長野地方委員会では長野市など 6 市 1 町で疎開跡地に主要街路を整備する計画が承認されている。飯田市も 1946 (昭和 21) 年から 3 年間で飯田中津川津川線 (幅員 9m)、上横町 (幅員 11m)、下横町 (8m)、中央通り (幅員 11m) を拡張し、伝馬町から吾妻町に幅員 11m の街路を新設する計画案が承認され、事業費の半分は国庫補助により施行された。

これらの経過をみると、飯田市街地では大火以前から都市計画としての街路計画が存在し、市街地の一部の街路では拡張事業が開始されていたこととなり、火災復興

計画の遂行に影響を与えたと考えられる。

また飯田市では1946(昭和21)年7月に飯田駅周辺で火災が発生し、約1万坪、158戸が罹災した。この復興に際し、原形に戻すのではなく、道路や区画を改良する「火災復興土地区画整理事業」が導入され<sup>22)</sup>、昭和22年大火までに事業は完了し、再建家屋が建立されていた。この事業の検討をめぐり、飯田市は長野県、内務省の計画担当者を通じており、また復興計画の手法の有効性を認識していたと見られる。このことが昭和22年大火の復興基本方針が極めて短時間で策定された要因であったと考えられる。

#### 4. 昭和22年飯田大火復興計画の特徴

##### (1) 復興土地区画整理事業

復興方針では「道路や公園などの公共用地を確保するため一律30%」の減歩が提案されているが、飯田市が最終的に発表している減歩率は23%である。また、土地区画整理事業の手続き書類にある1959(昭和34)年時点で換地計画の実態は表-4のとおりであり、減歩率は第1種地(課税されている私有地)小計が該当している。

これによれば、宅地の減少は12%であること、田畑は整理後ゼロになっていること、公共用地としては道路が150%増加し、公園と通路は従前ゼロであったため、皆増である。なお、通路とは後述する裏界線に該当するとみられる。後述する墓地は、整理後にすべて無くなっているが、寺院境内地の面積が同程度増加しているため、寺院用地が減少していない点も注目される。

既存資料から復興土地区画整理事業の実施状況の整理結果を表-5に、年度別の事業費を表-6に示す。復興土地区画整理事業は、「昭和24年度末に65%の進捗」(座談会における飯田市助役の発言)となり、同席の山田もその速さを大きく評価している。そして1954(昭和29)年には概ね完成を見て、同年10月には飯田市が主催した復興祭が開催されているため、概ね7年間の期間を要したとみられる(事業費は昭和27年度までであるが繰越しされたとみられる)。なお、経過を見ると土地区画整理事業は1960(昭和35)年まで続いているが、これは一部区域外へ移転した墓地造成などの事業継続とみられる。

土地区画整理事業は計画段階での合意、減歩や換地処分などの合意形成が大きなポイントとなるが、いくつかの課題を抱えながらも地方都市にとっては大規模の事業を比較的短期間に進捗できている点は注目される。

##### (2) 防火帯および緑地

防火機能の改善については、まず南側の松川沿いの斜面を公園又緑地とし、市街地については道路や緑地を兼

表-4 飯田都市計画火災復興土地区画整理調査<sup>24)</sup>

	地積 (㎡)		増減の状況		
	従前	整理後	増減	増減率	
宅地	151,540	133,183	△18,357	△12.1	
田	9,691	0	△9,691	△100.0	
畑	13,038	132	△12,906	△99.0	
山林	237	357	120	50.6	
原野	212	0	△212	△100.0	
雑種地	100	0	△100	△100.0	
第1種地計	174,818	133,672	△41,146	△23.5	
鉄道用地	1,426	1,355	△71	△5.0	
電電公社	1,200	1,448	248	20.7	
長野県	200	201	1	0.5	
墓地	4,550	0	△4,550	△100.0	
寺院境内地	6,024	11,261	5,237	87.0	
教会構内地	363	403	40	11.0	
公園緑地	0	11,623	11,623		
市有地(ほか)	1,157	1,935	778	67.2	
通路	0	2,962	2,962		
用恵水路	1,269	0	△1,269	△100.0	
廃道敷	22	0	△22	△100.0	
第2種地計	16,211	31,189	14,978	92.4	
小計	191,029	164,861	△26,168	△13.7	
国有地	公有財産	2,114	2,279	165	7.8
	道路	23,669	59,218	35,549	150.2
	水路	1,547	134	△1,413	△91.3
	国有地計	27,330	61,631	34,301	125.5
計	218,359	226,492	8,133	3.7	
測量増地	8,133	0	△8,133	△100.0	
総計	226,492	226,492	0	0.0	

表-5 復興土地区画整理事業の推移<sup>19) 23)</sup>

年	月	日	手続き	備考
1947	4		土地区画整理事業導入決定	
	6	13	土地区画整理区域の決定	内務省告示202号
	7	25	土地区画整理事業施行命令	内務省長令第49号
1948	2	12	土地区画整理設計書及施行規程認可申請	
	11	26	土地区画整理設計書の認可	指令第728号の1
1949	2	17	土地区画整理設計書及施行規程を認可	長野県告示第70号
1951	1	25	区域追加決定	建設省告示第9号
1952	4	28	換地処分認可	長野県告示第167号
1954	2	17	換地処分変更認可	長野県告示第60号

表-6 復興土地区画整理事業費(年度別)<sup>26)</sup> 単位:千円

	S22	S23	S24	S25	S26	S27	計
幹線街路費	3,327	7,946	4,802	4,653	1,261	200	22,189
補助線街路費	866	1,901	966	1,627	3,859	315	9,534
防火通路費	0	1,513	8,008	10,168	7,924	1,248	28,861
水路費	885	580	1,027	276	0	0	2,768
貯水池費	698	2,613	733	736	0	0	4,780
整地費	56	146	496	0	0	285	982
区画整理費	592	210	397	1,133	1,294	979	4,605
墓地移転費	0	0	5,269	7,248	423	0	12,940
水道移設費	0	0	0	456	152	0	608
機械器具費	0	941	332	110	84	0	1,468
工事雑費	81	834	271	99	88	0	1,373
監督雑費	317	1,167	1,260	977	569	281	4,571
指導監督費	191	500	540	419	243	70	1,964
物件補償費	0	0	170	0	1,556	1,439	3,165
借入利子	0	953	2,290	823	259	0	4,325
年度計	7,015	19,304	26,560	28,723	17,712	4,817	104,131
年度割合	6.7%	18.5%	25.5%	27.6%	17.0%	4.6%	100.0%
		25.3%	50.8%	78.4%	95.4%	100%	

ね、表-7の3つの防火帯を計画した。

整備当初の写真-1、2をみると、車線の分離帯部分の植樹は十分とはいえず、防火遮断的な緑地計画は立案されなかったと思われる。1954（昭和29）年地元の小学生が中心となって30m防火帯の中央分離帯部分にリンゴの木が植えられ、現在はリンゴ並木として地元で親しまれている。また、公共空間としての公園は、扇町公園と江戸町、大王路の3箇所に限られ、しかも配置が偏っていることに加え、都市計画決定が1956（昭和31）年に遅れるなど復興方針の計画化が十分でなかったとみられる<sup>25) 26)</sup>。

一方、防火帯とセットで考えるべき防火水槽は貯水槽容量が100㎡のオープン構造で、18基を200m間隔で設けることとし、松川、野底川の上流から取水した用水を整備し直し、十分な用水確保をはかった。現在、防火水槽があったと思われる箇所には暗渠構造で同程度の容量の消防水利が存在する。

### (3) 街路計画

地形上市街地面積が狹隘であることから街路幅員は最小限度の幅員とし、当初は最大幅員を15mとし、13幹線を一律幅員とする案を地域に提起したが反対にあい、在来街路網を活用し、幅員も一律でない計画に修正されている。大火前の市街地図（図-3）と比較すると街路は、ほぼ従前の道路網に準じているのが特徴であるが、新設街路には、市街地を迂回する環状線的な街路も含まれており、検討に際しては交通機能の充実を考慮した面もみることができる。このあたりは山田正男の影響によるものと推察される。

街路計画は、防火帯を兼ねた3路線を除き、幅員8～17mの11路線となり、延長17,663m、面積59,218坪、地区面積に対する街路面積の割合は26.15%とされた。この計画は、ほぼそのまま実施されたことから、現在の飯田市の街路網は火災復興計画に沿ったものである。

### (4) 墓地移転

旧城下町の飯田市の中心部には18の寺院があったが、内10の寺院が被災した。当初、復興計画ではこれら寺院の郊外移転案が提起され、実現に向けて市と寺院等で構成する委員会が設置され、検討が進められた。

公平性を考慮して被災しなかった寺院を含めた郊外移転案は寺院側の強力な反対にあい、撤回せざるを得なかった。次善策として、公共用地確保のため墓地のみ郊外移転する案が提案された。関係者と共に同種事例の存在する名古屋市や神戸市等を視察し、計画案に理解を求めたが、この案も寺院や地域住民に賛同が得られなかった。

一方、飯田市は墓地移転のため被災しなかった墓地も含め、移転規模は16,620基13,000坪と算定し、市の東面

表-7 復興計画における防火帯

防火帯 (街路名)	幅員 (m)	防火帯の性格
谷川線 番号1・1・1	40	市街地の中央をながれる谷川と両側の道路の合計幅40mを防火帯とし、河川沿いは緑地帯を整備する。
大宮下横町線 番号1・2・1	33	谷川線に交差し、市街地を山側と谷川に区分する防火帯。中心に車道部も設け、防火水槽や植樹帯を設ける。(実際には防火水槽や緑地帯が中心部に設けられ、緑地の一部はその後リンゴ並木となる。)
通り町線 番号1・3・1	22	市街地の商業地域をほぼ東西に分けるように設け、両側の歩道との間に防火水槽や緑地を設ける。



写真-1 整備された街路を兼ねた防火帯（通り町線）<sup>27)</sup>



写真-2 谷川橋周辺の防火帯・街路の整備状況<sup>28)</sup>



写真-3 墓地移転後に建築された納骨堂<sup>28)</sup>

にある城山の松洞地積に代替地を確保した。しかし、多額の造成費、移転費を要する点が問題となった。加えて、検討委員会では、寺院と墓地が分離しては寺院の経営と役割が低下する、墓地造成費用の負担が困難、との意見が続出し、結局計画案は実施困難となった。

飯田市はさらなる代替案として、墓地を「納骨堂に転換する」案を提案した。当初は反対も見られたが、一部の寺院で先行して完成した納骨堂を見た結果、反対意見が減少し、この計画案により移転が進むこととなった。

現在、市街地のほぼ全ての寺院に納骨堂が存在するのは、昭和22年飯田大火復興事業の結果である。これら納骨堂は建て替えが進みつつあるが、専照寺、大雄寺、善勝寺等は当時のものと思われる納骨堂を見ることができる。

もと墓地であったと思われる土地は、道路用地、都市公園用地（江戸町公園、大王路公園）、官公庁施設敷地等の公共用地になっており、民地への変換は避けている。

#### (5) 裏界線

裏界線とは街区の各住戸裏の背割り線にあたる部分にある幅員2m程度の通路である。復興計画の基本方針に“画地の裏界線を連続形とし”とあることから、大火以前から存在していたと思われるが、復興計画により、連続形（いわゆる通り抜けができる）になるよう計画され、土地区画整理事業により整備された。裏界線は延長約4.700mあり、現在は水道や下水道管が埋設され、家屋への出入りができる公道となっている（図-6）。

大火以前飯田の町並みは町屋づくりで、隣家と接した間口は狭く、奥行きが長く、家の奥のほうに空き地が存在する形態であった。そして家屋背面地は近隣家屋と私有地である空き地を通じて生活の交流がされていたと見られる。復興計画では、消火活動、避難通路として活用するために、これら私有地を廃し、公的道路として裏界線を「連続とする」ことを狙ったとみられる。裏界線整備に対する住民からの反対意見は見られない。

葉袋らの研究<sup>29)</sup>によると、現在、沿道住民は裏界線を本来の避難・防災の道と認識しながらも、日常的に多様な形で活用していることがわかる。

#### (6) ラウンドアバウト

土地区画整理事業で整備された防火帯である30m街路（一部はリング並木）に通称、吾妻町ロータリーと呼ばれる交差点が存在する。この形状は当初の区画整理設計図にも見られ、大火後につくられた交差点である。

通行は時計回りの一方通行で、3方向の道路と30m道路の分離された車線4つからの車の出入りを信号無しで処理していた。飯田市は2010（平成22）年から公益財団法人国際交通安全学会と協力して、この交差点を本格的

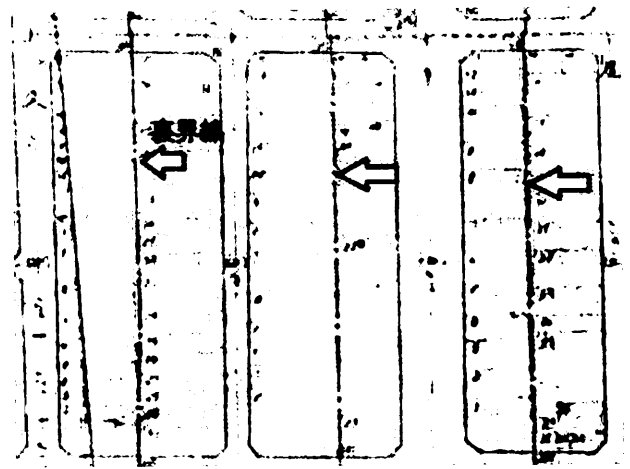


図-6 区画整理設計図にみる裏界線（一部）<sup>23)</sup>



図-7 区画整理設計図にみる吾妻町ロータリー<sup>19)</sup>

なラウンドアバウトに改良し、実証実験に取り組んでいる。さらに西南に300m離れた東和町の現在信号のある交差点を信号のないラウンドアバウトに転換する工事に着手、2013（平成25）年2月から運用を始めている<sup>30)</sup>。

本研究では、この吾妻町ロータリーの計画について調査をした結果、区画整理設計図（図-7）にその形状を確認できた。ロータリーの形状は半径12mで、写真や地元市民の証言から、もともと30m道路に設置された防火水槽の1つを包含するものであったことも明らかとなった。

設計資料には明確なラウンドアバウトとして記述が見られないこと、また前述の東和町交差点も当時計画されたものであることから、交通処理のために計画されたとは現時点では特定はできないが、このようなロータリー形状は他の復興計画にもみられるため、当時関係した技術者の影響を表す事象とみることができる。

#### (7) 復興のシンボル谷川橋

谷川橋は幅員30mの防火帯をかねた大宮下横町線が谷川を渡る場所に、1952（昭和27）年に完成した。当初の幅員は現況より狭く、その後街路幅員と同じ幅員に拡

幅された。後に上下流に公園等が整備されたため、現在はその形式を側部からはっきりと望むことが出来ない。

谷川橋は開腹コンクリートリブアーチであるが、その特徴は尖頭形状をスパンドレル意匠に採用したデザインで、隣接する公民館の建築意匠を意識している。架橋した谷川の河川幅は小さく、下流にある石積みのめがね橋は幅（橋の長さ）3m 単眼に過ぎない。このため、谷川橋がこのような橋長とデザインを有する必要はなく、橋詰にある公民館と共通のデザインであること、飯田市発行の『飯田都市計画概要』（昭和29年10月）の表紙を飾っている（写真-4）、等の点からも火災復興事業の「シンボル」として計画されたとみられる。

コンクリートとしては珍しい2ヒンジ構造にはメナーゼヒンジが採用されており、設計にかなりのこだわりが見えるが、設計図や設計者についてはまだ確認できていない。

## (8) 下水道整備との一体化<sup>31)</sup>

飯田市の公共下水道は長野県で最初の公共下水道事業であるが、これは復興事業にあわせ、下水道整備を計画し、同時施行をした結果である。飯田市は1930（昭和5）年に上水道が整備されていたが、下水道計画は存在しなかった。しかし、飯田市長高田茂がその必要性を考え、山田正男を通じて水道協会に調査設計を依頼したとされる。

公共下水道計画は、防火用水のための水路や側溝等に雨水排除の役割をもたせ、汚水のみを排除する分流式を採用した点も特徴といえる。詳細な下水道計画は省略するが、原形復旧でなく、将来を見通した都市計画として復興するとの理念が下水道整備にも現れているといえる。

## 5. 飯田大火復興に関与した技術者

### (1) 内務省技師山田正男

山田正男は1937（昭和12）年3月に東京帝国大学工学部土木工学科を卒業ののち内務省に入省、都市計画東京地方委員会に勤務し、以後ながく都市計画行政に携わっていた技術者である<sup>32)</sup>。前述した通り、山田は飯田市の復興計画立案に携わっていた主要な技術者の一人であり、公園緑地計画よりも既存の街路網を生かした交通計画に比重を置いたと思われる飯田復興計画は彼の計画思想を如実に反映したものであるともいえる<sup>16) 32)</sup>。

戦災復興土地区画整理事業が換地のために遅延し、散々苦労とムダをしたことに鑑み、災害後の復興土地区画整理事業では、直ちに原形を尊重した土地区画整理の設計図、減歩率、換地の基準等復興都市計画基本方針を作成して当該公共団体の議会の議決を求め、測量と並行

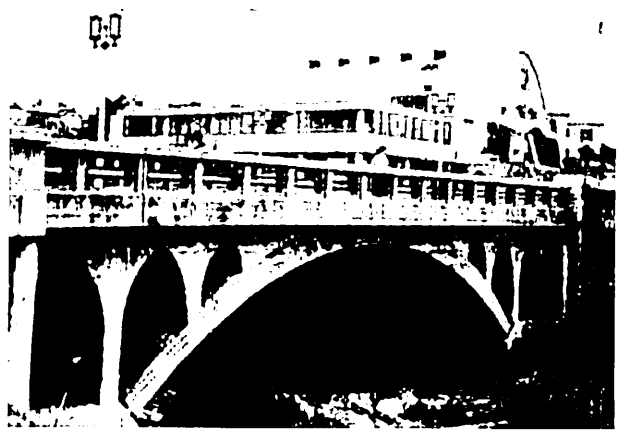


写真-4 谷川橋<sup>33)</sup>

して法律上の認可を待つことなく、原則としてブロック毎に権利者が協議して自主的に換地をさだめる、という流れで進めていくことを考えていた<sup>34)</sup>。

この際、“役所側は指導相談の役割を占める、応急建築も復興建築もすべてこの換地に立てさせる、法律上の手続きはもとより、減歩の凹凸精算はすべて測量の確立を俟って後でゆっくりと行う。”と述べており<sup>34)</sup>、戦災復興における土地区画整理事業が抱えていた課題への対応をフィードバックする形で飯田において土地区画整理事業を行おうとしていたことが窺える。

### (2) 長野県職員の技術者

飯田市の復興計画に係わった長野県の技術者としては、玉村榮二、下村寿雄、上野実昭が挙げられる<sup>35) 42)</sup>。

玉村は1947（昭和22）年から1950（昭和25）年まで長野県に在職していた。1947（昭和22）年時点では長野県には都市計画課が無かったため、監理課都市計画係の筆頭技師として都市計画地方委員会を担当しており、都市計画の専門家であったとみられる。

下村は長野県のプロパー職員で、戦時中から県庁の都市計画部門に在籍し、実務に通じていたとみられ、復興計画の中心的存在であった。戦後直後の長野県都市計画を担当し、さらに昭和21年飯田大火の復興区画整理事業にも関わっていたことから、山田正男ともつながりがあったと推測される。

上野は、玉村が離職後の1951（昭和26）年に土木部都市計画課長として赴任、復興事業を指揮し、影響を残している。その後、岐阜県都市計画課長に転任している。

## 6. まとめ

本研究の狙いとした飯田市における火災復興計画の内容、過程をほぼ明らかにし、復興計画が今日の飯田市の都市形成に大きな影響を与えていることが確認できた。



また、戦後直ぐに行われた復興計画であるにも係わらず、計画から事業の実施までの取り組みが早いこと、それまでの都市構造を大きく変えずに柔軟な方針にそっていること、減歩や墓地移転などに対応するための住民や関係者との合意形成手法などに特徴をもった事業であることが明らかになった。これらは、今後の災害復興計画、特に地方都市におけるそれに対しても、教訓的な内容であると考えられる。

本研究をすすめるにあたり、飯田市建設部、長野県都市計画課、長野県立歴史館からご協力を頂きました。記して謝辞とします。なお、本研究は、文部科学省科学研究費「各種災害復興計画のインベントリーづくりと復興計画の時系列的変容過程に関する研究」の一環である。

### 補注

- [1] 本研究では新信州日報（昭和22年4月24日）の記事に基づいて記述しているが、『新都市』（第1巻8号）に寄稿している山田の論文によれば、23日に出版し、途中1泊して24日に飯田市に入り、25日に決定したとある。

### 参考文献

- 1) 大沢昌玄・岸井隆幸：災害復興土地区画整理事業の実態、土木計画学研究・講演集、Vol.32、2005
- 2) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会：『1923 関東大震災報告書第3編』、2006.7
- 3) 越山健治・室崎益輝：災害復興計画における都市計画と事業進捗状況に関する研究-北但馬地震（1925）における城崎町、豊岡町の事例、都市計画論文集、第34号、pp.589-594、1999
- 4) 佐原孝久・大関千恵・斎藤幸司・村上大和・山本俊雄：阪神・淡路大震災の復興・復興プロセスの分析、地域安全学会梗概集、第13号、pp.73-76、2003
- 5) 坂口美加・室崎益輝・大西一嘉：昭和9年函館大火の復興計画に関する研究、都市計画論文集、第23号、pp.475-480、1988
- 6) 中林一樹・小坂俊吉：酒田大火10年間の復興過程に関する調査、総合都市研究、第35号、pp.123-153、1988
- 7) 越沢明：『復興計画-幕末・明治の大火から阪神・淡路大震災まで』、中央公論新社、2005.8
- 8) 飯田市美術博物館：飯田城・城下町跡散策マップ
- 9) 飯田市：飯田市の区画整理（パンフレット）
- 10) 伊那史学会編：『飯田大火の概要』、伊那史学会、伊那、第55巻、第3号、pp.5-7、2007.3
- 11) 飯田市土木課：『飯田都市計画概要』、p.4、1954.10
- 12) 文献11）、pp.5-24
- 13) 飯田市復興事務局：『復興飯田市』、信濃産業新報社、1954.10
- 14) 長野県都市施設協会：『都市計画より見た復興飯田市の表情』、1950
- 15) 飯田市図書館：『飯田大火関係資料他』
- 16) 山田正男：『飯田市の復興都市計画』、(財)都市計画協会、新都市、第1巻、第8号、pp.22-24,27、1947
- 17) 大蔵省印刷局：『官報』、第6122号、p.94、1947
- 18) 大蔵省印刷局：『官報』、第6656号、p.169、1949
- 19) 長野県都市計画課：飯田都市計画事業飯田復興土地区画整理関係綴、1949
- 20) 文献11）、p.12と13の間
- 21) 長野県土木部：『長野県土木概観』、pp.153-154、1952.6
- 22) 長野県行政文書、昭和22年A-6-5、起債許可の件（長野県立歴史館所蔵）
- 23) 長野県都市計画課：飯田都市計画事業飯田復興土地区画整理仮換地処分について、1954
- 24) 長野県都市計画課：飯田都市計画事業飯田復興土地区画整理の施行区域変更綴、1959
- 25) 建設省計画局都市計画課：都市計画及び都市計画事業の決定書類等・長野県・(昭和31年10月～)・飯田都市計画公園変更、追加並びに同事業及びその執行年度割変更、決定（昭和31年建設省告示第1980号）（国立公文書館所蔵）
- 26) 建設省計画局都市計画課：都市計画及び都市計画事業の決定書類等・長野県・飯田都市計画復興土地区画整理事業施行期限延長について（昭和31年建設省告示第482号）（国立公文書館所蔵）
- 27) 文献11）、口絵
- 28) 文献11）、p.8と9の間
- 29) 小森谷奈月・葉袋奈美子：住居の計画的路地に対する意識と利用実態-飯田市・裏界線を対象として-、日本建築学会大会学術講演梗概集E-II、pp.180-181、2010
- 30) 飯田市：飯田市におけるラウンドアバウトの整備（説明資料）
- 31) 深谷宗吉：『飯田市の下水道計画について』、(財)都市計画協会、新都市、第4巻、第1号、pp.19-21、1950
- 32) 山田正男：『時の流れ・都市の流れ』、都市研究所、1973
- 33) 文献11）、表紙
- 34) 文献32）、p.17
- 35) 長野県編：『長野県職員録 昭和19年10月20日現在』、1944
- 36) 長野県編：『長野県職員録 昭和21年4月1日現在』、1946
- 37) 長野県編：『長野県職員録 昭和22年8月1日現在』、1947
- 38) 長野県編：『長野県職員録 昭和23年10月15日現在』、1948
- 39) 長野県編：『長野県職員録 昭和25年5月1日現在』、1950
- 40) 長野県編：『長野県職員録 昭和27年1月1日現在』、1952
- 41) 長野県編：『長野県職員録 昭和28年10月1日現在』、1953
- 42) 長野県編：『長野県職員録 昭和29年10月1日現在』、1954

(2013.4.5 受付)